

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年1月22日

照会部署名 草津年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 一般職 小林 通正

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

横田

(案件)

(受付番号) No. 2010-77	法人の代表者の被保険者資格について
-----------------------	-------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

「法人の代表者であっても、法人から労務の対償として報酬を受けている者は、被保険者の資格を取得させる」(昭24.7.28 保発74)こととなっている。代表者でない役員は、報酬を受けていても非常勤である場合等、法人との間に常用的な使用関係が認められない場合は被保険者の資格を取得させないが、代表者に対してはこの取り扱いは認められないと解釈してよいのか。

法人の代表者が法人から労務の対償として報酬を受けているが、出勤日数などから、常用的な使用関係が認められない場合なども被保険者の資格を取得させるべきか、また、報酬が社会通念上極端に低い(月額1万円等)場合など、報酬額によって取扱いが変わるかをご教授願います。

(回答)

労務の対償として報酬を受けている法人の代表者又は役員かどうかについては、その業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるかを基準として判断されたい。

(判断の材料例)

- ① 当該法人の事業所に定期的に出勤しているかどうか。
- ② 当該法人における職以外に多くの職を兼ねていないかどうか。
- ③ 当該法人の役員会等に出席しているかどうか。
- ④ 当該法人の役員への連絡調整又は職員に対する指揮監督に従事しているかどうか。
- ⑤ 当該法人において求めに応じて意見を述べる立場にとどまっていないかどうか。
- ⑥ 当該法人等より支払いを受ける報酬が社会通念上労務の内容に相応したものであって実費弁償程度の水準にとどまっていないかどうか。

なお、上記①～⑥はあくまで例として示すものであり、それぞれの事案ごとに実態を踏まえて判断されたい。

回 答 日 平成 22 年 3 月 10 日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康 幸
連 絡 先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----